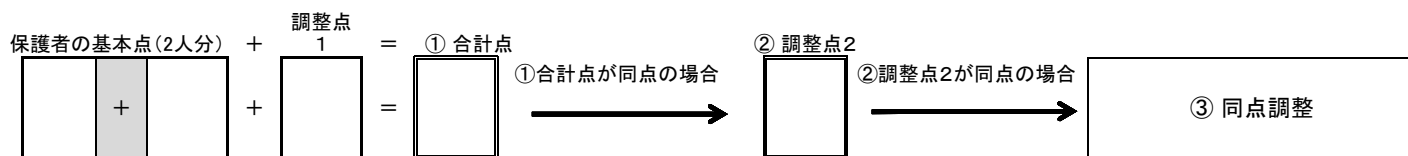


# ≪船橋市保育所等利用調整基準 早見表≫

令和3年4月以降

初めての入所または転園について保育の必要度を市の基準で定め、①合計点の高い順 ②調整点2の高い順 ③同点調整の優先順位が高い順、に決定をする。



項	保護者の基本点 (保護者の状況等)			点数
1	労働	週5日以上 かつ	週4 2.5 時間以上の労働	10
			週4 0 時間以上の労働	9.5
			週3 7.5 時間以上の労働	9
			週3 5 時間以上の労働	8.5
		週4日以上 かつ	週3 2.5 時間以上の労働	8
			週3 0 時間以上の労働	7.5
			週2 7.5 時間以上の労働	7
			週2 5 時間以上の労働	6.5
		週3日以上 かつ	週2 2.5 時間以上の労働	6
			週2 0 時間以上の労働	5.5
週1 7.5 時間以上の労働	5			
		上記以外の労働	4.5	
2	出 産			9
3	疾病	入 院		10
		通 院 ・ 自 宅 療 養	入院に相当する治療や安静を要し、自宅療養で常時病臥している場合	9
			自宅療養で安静を要する等、保育が日常的に困難と認められる場合	8
			上記以外の場合で保育が困難と認められるとき	7
	障 害	保育が日常的に困難と認められる場合 (身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級又は療育手帳A若しくはA)		10
保育が生活上、一部困難と認められる場合 (身体障害者手帳3級から6級まで、精神障害者保健福祉手帳2級若しくは3級又は療育手帳B)		9		
4	介 護 ・ 看 護 ・ 付 添	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。以下同じ。）が、身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは療育手帳A若しくはAの交付若しくは要介護5の認定を受けている場合、又は心身の傷病若しくは障害により常時介護・看護・付添が必要と認められる場合		9
		同居の親族が、身体障害者手帳3級若しくは4級、精神障害者保健福祉手帳2級若しくは療育手帳Bの1の交付若しくは要介護3若しくは4の認定を受けている場合、又は常時安静を要し、介護・看護・付添が必要と認められる場合		8
		同居の親族が、療育手帳Bの2の交付若しくは要介護1若しくは2の認定を受けている場合、又は介護・看護・付添が必要と認められる場合		7
		同居の親族が、上記以外の手帳であって市長が必要と認めるものの交付を受けている場合、又は上記以外の付添が必要と認められる場合		5
5	震災、風水害、火災その他の災害の復興にあっている場合			10
6	配偶者の死亡、行方不明、離婚、未婚等のため不在の場合			10
7	そ の 他	就 学	週5日以上 かつ 週4 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	8
			週4日以上 かつ 週3 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	6
			週3日以上 かつ 週2 0 時間以上の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	4
			上記以外の高等学校、大学等への通学等・技能習得のための就学	3
		求 職 中		2.5
		育児休業中又はこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休暇）中	2	

【備考1】基本点1～7項のうち複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

【備考2】基本点1項および7項において、労働時間及び就学時間には休憩時間を含む。

【備考3】求職中には、起業の準備中でそれを証明する書類の提出がない場合を含む。

【備考4】基本点1項において育児又は介護を理由とする労働の日数・時間の短縮措置が講じられている場合は、短縮措置が講じられる前の労働の日数・時間(就労証明書に記載されているものに限る。)が該当する区分の点数を適用する。

【備考5】基本点において1週間の労働(就学)の日数・時間が週により異なる場合は、1週間あたりの平均労働(就学)の日数・時間が該当する区分の点数を適用する。

【備考6】配偶者又は祖父母と別居中であることは住民登録により確認する。

項	調整点1		点数
1	世帯	① 保護者が保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所（小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は市長が認める保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業所のことをいう。）で月20日以上かつ実労働時間数で1日6時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+6
		前記以外の場合で、保護者が保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所又は市長が認める保育施設（認証保育所、企業主導型保育事業所のことをいう。）で月6時間以上勤務する場合（転園の場合を除く。）	+3
		② 母子若しくは父子の世帯（65歳未満の祖父母と同居している場合を除く。）又は祖父若しくは祖母と児童の世帯（65歳未満の曾祖父母又は父母と同居している場合を除く。）	+3
		前記以外の場合で、生活保護世帯	+2
		上記以外の場合で、母子若しくは父子の世帯又は祖父若しくは祖母と児童の世帯	+1
		上記以外の場合で、離婚調停又は単身赴任により配偶者と別居中の世帯	+1
		③ 市長が発達支援を必要と認めた場合	+2
		④ 保護者が市外に在住する場合（市内に転入する予定の場合を除く。）	-6
2	保護者	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職により求職中である場合（離職日の属する月の翌月から3か月間に限る。）	+2
3	児童	① 希望保育所等に兄弟姉妹が在園している場合	+2
		前記以外の場合で、市内の保育所等における保育を利用していない児童が市内の保育所等における保育を利用していない当該児童の兄弟姉妹と同時に申込みをする場合	+1
		父又は母が産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休業）明けであり、復職日の属する月の翌月までに保育の利用を申込みする場合（転園の場合を除く。）	+2
		前記以外の場合で児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした施設（認可外保育施設）又は市長が認める保育施設（事業所内保育事業所）において保育所等における保育の利用を希望する月から常態として月6時間以上利用する場合	+2
		父又は母が産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休業）明けとして申込みをするが、希望する保育所等における保育の利用ができない場合は、休業または休暇の延長も許容できるとき	-35
		③ 保護者が市内に在住する場合（市内に転入する予定の場合を含む。）で、保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されていない場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+5
保護者が市内に在住する場合（市内に転入する予定の場合を含む。）で、保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、利用施設に連携施設が確保されている場合で、引き続き保育所等における保育の利用を希望し、申込みをする場合	+4		

【備考7】 調整点1の点数を保護者の基本点の合計点数に加減した点数で調整をする。

【備考8】 「市内に転入する予定の場合」とは保育の利用を希望する日の属する月の前月の末日までに転入していることをいう。

【備考9】 調整点1の3項における「産後休暇又は育児休業若しくはこれに準ずるものとして市長が認める休業（育児休業）明け」とは雇用元の変更や事業の廃止をせずに、利用調整時と同等以上の労働条件で復帰する場合に限る。

【備考10】 調整点1のうち、保護者の項については、それぞれの保護者について加点する。

【備考11】 調整点1のうち、世帯の項①および②、児童の項③については、該当するうちの一番高い点数が加点される。

【備考12】 調整点1児童の項②について、保育所等利用申込書裏面に「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」とを確認し、直ちに復職を希望していない場合に「-35」点を適用する。

項	調整点2		点数
1	世帯	① 同一世帯内における小学6年生までの子において、第3子以降の保育所等における保育の利用の申込みがある場合	+1
		② 利用希望日時時点で、保育の利用を希望する児童の祖父母がいずれも65歳以上である場合、または65歳未満の祖父母が、市内及び保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村にいない場合	+1
		前記以外の場合で、保育の利用を希望する児童と同居する親族が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合（父又は母の状況が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合を除く。）	+1
		上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母と同一市町村内に居住している場合において、当該祖父母が求職中と下の子の育児休業または育児休業中を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出がある	+1
		上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時時点で65歳未満である祖父母と同居していない場合	+0.5
2	保護者	① 雇用期間 利用希望日時時点で同一事業者3か月以上雇用されている場合（自営業者については開業から3か月以上連続して事業を行っている場合）	+0.5
		① 雇用期間 利用希望日時時点で同一事業者1年以上雇用されている場合（自営業者については開業から1年以上連続して事業を行っている場合）	+1
2	保護者	② 通勤時間 通勤時間が片道2時間以上であると市長が認めた場合	+1
		3 児童 利用している保育所等、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届け出をした施設（認可外保育施設）又は市長が認める保育施設（事業所内保育事業所）、その他保育施設の閉鎖・廃業に伴い申込みをする場合	+2

【備考13】 基本点と調整点1の合計点数が同点となった場合は、調整点2の合計点数で調整をする。

【備考14】 世帯の項②は、いずれにも該当しない祖父母がいる場合は、加点無しとなる。

【備考15】 保護者の項は、それぞれの保護者について加点する。なお、保護者の項①は該当するうちの一番高い点数が加点される。

項	同点調整
1	市内に在住する保護者（市内に転入する予定の場合を含む。）
2	保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用継続ができず、引き続き保育所等における保育の利用を希望する児童
3	利用調整基準の点数が高い（ただし調整点を含まない。）
4	市内の保育所等を利用していない児童
5	待機期間が長い
6	多子世帯である（同一世帯内における小学6年生までの子の人数が多い。）
7	所得が低い（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計。）

【備考16】 基本点と調整点1の合計点数、調整点2の合計が同点の場合は、同点調整1項から順に調整をする。上位の項で差がついた場合はその時点で調整を終了する。

【備考17】 同点調整の7項において個人住民税が未申告である者や個人住民税の課税証明書等の提出が必要な者が未提出である場合には同項における優先度を下げる。